

第 2 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号（4 月 9 日）（水曜日）

開 会	5
開 議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期決定の件	5
日程第 3 承認第 2 号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて	5
日程第 4 承認第 3 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求める ことについて	5
永山市長提案理由説明	5
上総務企画部長兼総務課長	5
日程第 5 承認第 4 号 専決処分（令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 1 3 号））につき承 認を求めることについて	7
永山市長提案理由説明	8
日程第 6 議案第 3 0 号 財産の譲与及び無償貸付について	8
永山市長提案理由説明	9
上総務企画部長兼総務課長	9
佐多申至君	1 0
松岡総括監（観光施設担当）	1 0
佐多申至君	1 1
松岡総括監（観光施設担当）	1 1
佐多申至君	1 2
松岡総括監（観光施設担当）	1 2
福元 悟君	1 2
松岡総括監（観光施設担当）	1 2
福元 悟君	1 2
永山市長	1 3
福元 悟君	1 3
黒田澄子さん	1 3
松岡総括監（観光施設担当）	1 3

黒田澄子さん	1 4
松岡総括監（観光施設担当）	1 4
永山市長	1 4
松岡総括監（観光施設担当）	1 4
黒田澄子さん	1 4
松岡総括監（観光施設担当）	1 5
永山市長	1 5
福田晋拓君	1 5
松岡総括監（観光施設担当）	1 5
池満 渉君	1 5
松岡総括監（観光施設担当）	1 6
日程第7 議案第31号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第1号）	1 6
永山市長提案理由説明	1 6
閉 会	1 7

令和7年第2回（4月）日置市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
4 月 9 日	水	本 会 議	開 会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
承認第 2 号	専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
承認第 3 号	専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
承認第 4 号	専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第13号））につき承認を求めることについて
議案第30号	財産の譲与及び無償貸付について
議案第31号	令和7年度日置市一般会計補正予算（第1号）

第 1 号 (4 月 9 日)

議事日程（第 1 号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	承認第 2 号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第 4	承認第 3 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第 5	承認第 4 号 専決処分（令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 1 3 号））につき承認を求めることについて
日程第 6	議案第 3 0 号 財産の譲与及び無償貸付について
日程第 7	議案第 3 1 号 令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）

本会議（４月９日）（水曜）

出席議員 １７名

１番 中 村 清 栄 君
３番 福 田 晋 拓 君
５番 下 園 和 己 君
７番 是 枝 みゆきさん
９番 重 留 健 朗 君
１１番 山 口 政 夫 君
１３番 留 盛 浩一郎 君
１７番 坂 口 洋 之 君
１９番 池 満 渉 君

２番 欠 員
４番 長 倉 浩 二 君
６番 佐 多 申 至 君
８番 富 迫 克 彦 君
１０番 福 元 悟 君
１２番 中 村 尉 司 君
１４番 黒 田 澄 子さん
１８番 漆 島 政 人 君
２０番 並 松 安 文 君

欠席議員 ２名

１５番 下御領 昭 博 君

１６番 山 口 初 美さん

事務局職員出席者

事 務 局 長 濱 崎 慎一郎 君
議 事 調 査 係 野 崎 元 気 君

次長兼議事調査係長 諸 正 一 久 君

地方自治法第１２１条による出席者

市 長 永 山 由 高 君
教 育 長 奥 善 一 君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口 亮 君
消防本部消防長 福 田 幸 記 君
日吉支所長 坂 上 誠 君
税 務 課 長 有 馬 純 一 君
農林水産課長 成 田 郷 君
監査委員事務局長 濱 崎 慎一郎 君

副 市 長 井多原 章 一 君
総務企画部長兼総務課長 上 秀 人 君
産業建設部長兼建設課長 田 口 悦 次 君
東市来支所長 内 山 良 弘 君
吹上支所長 田 代 誠 治 君
商工観光課長 上 村 裕 文 君
財政管財課長 小 園 秀 作 君
総括監（観光施設担当） 松 岡 政 仁 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

皆様にご報告申し上げます。下御領昭博議員、山口初美議員から本会議を欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから令和7年第2回日置市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、福田晋拓議員、長倉浩二議員を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

△日程第3 承認第2号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第4 承認第3号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第3、承認第2号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第4、承認第3号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。

承認第2号は、専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法及び地方税等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部が、令和7年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため、日置市税条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第3号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部の一部を改正する政令の一部が、令和7年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、承認第2号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

専決処分の理由につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日に施行されることに伴い、緊急を要

したため、同年３月３１日付で専決処分により条例の一部を改正したものでございます。

それでは、別紙のほうを御覧いただきたいと思います。

初めに、第８２条は軽自動車税の種別割の税率に関する規定でございます。第１号の原動機付自転車の税率の区分に、新たに１２５cc以下クラスの最高出力を４．０kW以下に制御したバイクの区分を設け、税率を年額２，０００円とするものでございます。

次に、第８９条の第２項は、公益のため直接専用する軽自動車等の種別割の減免申請書に記載する事項等に関する規定で、第８２条において新たに区分を設けたバイクについては、現行の第二種原動機付自転車との総排気量による識別が困難であることから、原動機の総排気量及び最高出力を記載事項とするものでございます。

次に、中段の第９０条第２項は、身体障がい者等に対する種別割の減免申請の手續に関する規定で、免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の運用開始に伴い、減免申請の際の運転免許証の提示について、運転免許証に代えてマイナ免許証を提示することができるよう規定をするものでございます。

同項第５号では、マイナ免許証を提示する場合の申請書の記載事項について、運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限に代えて、マイナ免許証に記録された免許情報記録の番号、運転免許の年月日及び免許情報記録の有効期限を記載することとするものでございます。

下から９行目の同条に新たに加える第３項は、マイナ免許証を提示した場合、特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないことを規定するものでございます。

次に、附則第１０条の２第２３項から第２６項までの改正は、地方税法の一部改正に

より生じた項ずれにより必要な改正を行ったものでございます。

次に、４ページの附則第１０条の３に新たに加える第１４項は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置に関する規定で、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるということを規定するものでございます。

附則第１条は施行期日について、この条例は令和７年４月１日から施行することを規定し、附則第２条では固定資産税に関する経過措置について、附則第３条では軽自動車税に関する経過措置についてそれぞれ規定するものでございます。

次に、承認第３号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

専決処分の理由につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令が令和７年３月３１日に公布され、その一部が同年４月１日に施行されることに伴い、緊急を要したため、同年３月３１日付で専決処分により条例の一部を改正したものでございます。

それでは、別紙のほうを御覧いただきたいと思います。

第２条第２項は、基礎課税に関する規定で、課税限度額を６５万円から６６万円に引き上げるものでございます。

第２条第３項は、後期高齢者支援金等課税額に関する規定で、課税限度額を２４万円から２６万円に引き上げるものでございます。

次に、第２３条は、国民健康保険税の減額に関する規定で、第１項の改正は、先ほどの第２条第２項及び第３項の改正に伴い、基礎

課税の限度額を現行の 6 5 万円から 6 6 万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の 2 4 万円から 2 6 万円に引き上げるもので、次に、同項第 2 号及び第 3 号は、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に関する規定で、第 2 号は 5 割減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の 2 9 万 5, 0 0 0 円から 3 0 万 5, 0 0 0 円に引き上げ、第 3 号は 2 割減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の 5 4 万 5, 0 0 0 円から 5 6 万円に引き上げるものでございます。

附則第 1 項は施行期日について、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行することを規定し、附則の第 2 項は経過措置について、改正後の条例の規定は令和 7 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については従前の例によることを規定したものでございます。

なお、今回の改正で、基礎課税額に係る課税限度額の 1 万円の引上げに伴いまして 4 9 世帯が、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の 2 万円の引上げに伴い 5 5 世帯が、限度額が引き上がるために影響を受けることになります。

減額対象の所得算定に用いる金額の引上げに伴いまして、5 割軽減世帯が 2 9 世帯、2 割軽減世帯で 7 世帯が新たに軽減を受ける見込みでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく願いたします。

○議長（並松安文君）

これから、2 件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第 2 号及び承認第 3 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号及び承認第 3 号の 2 件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第 2 号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから、承認第 3 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第 3 号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第 3 号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第 5 承認第 4 号専決処分（令和

6年度日置市一般会計補正
予算（第13号）につき
承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第5、承認第4号専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第13号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第4号は、専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第13号））につき承認を求めることについてであります。

専決処分の理由につきましては、地方譲与税、地方交付税、県支出金、繰入金及び市債の確定並びに農林水産業費の執行について、緊急を要したことから、予算措置したほか、年度内に事業完成が見込めないものに係る繰越明許費の設定など、所要の予算を編成したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ751万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を324億5,748万5,000円とするものであります。

まず歳入では、地方譲与税につきまして、森林環境譲与税額の確定により、300万2,000円を増額計上いたしました。

地方交付税につきまして、特別交付税の交付決定により4億4,449万1,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、過年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額により2,476万9,000円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の減額により4億6,504万6,000円を減額計上いたしました。

市債につきまして、事業費の確定に伴う緊急自然災害防止対策事業債の増額により30万円を増額計上いたしました。

次に歳出では、農林水産業費につきまして、森林環境譲与税額の確定に伴う森林環境譲与税活用事業費の増額により751万6,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第13号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第6 議案第30号財産の譲与及び無償貸付について

○議長（並松安文君）

日程第6、議案第30号財産の譲与及び無償貸付についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第30号は、財産の譲与及び無償貸付についてであります。

旧日置市国民宿舎吹上砂丘荘に係る財産を譲与し及び無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第30号財産の譲与及び無償貸付について、補足説明を申し上げます。

令和7年3月31日付で株式会社アクシアと旧日置市国民宿舎吹上砂丘荘に係る建物の譲与及び土地の無償貸付について、それぞれ仮契約を締結しております。

議案の1ページのほうをお願いいたします。

1、譲与する財産につきましては、（1）で財産の種類は建物、（2）建物の内容は次の表に記載のとおりで、昭和45年の新築後、3度の増築を経て、増築部分を含めた床面積は合計で4,604.70平方メートルでございます。評価額につきましては211万2,039円でございます。

次に2、無償で貸し付ける財産につきましては、財産の種類は土地、土地の内容は次の表に記載のとおりで、貸し付ける土地は吹上町今田1004番3及び吹上町今田1004番9の2筆で、うち吹上町今田1004番9の土地につきましては、建物等立地部分をおおむね増築したレストラン部分の一部に限って貸し付けるものでございます。貸付期限は令和27年3月31日までとしま

す。

次に3、譲与及び無償貸付の相手方につきましては、鹿児島県いちき串木野市長崎町101番地、株式会社アクシア代表取締役橋本万里でございます。

2ページの4、譲与及び無償貸付の条件につきましては、旧日置市国民宿舎吹上砂丘荘周辺の豊かな自然と観光資源を生かした地域の活性化を目的とする国民宿舎吹上砂丘荘の民間譲与に係る募集要項に基づき、提案した内容に基づく用途に供するものとします。

次の3ページの株式会社アクシアの概要でございます。

設立年月日は令和3年3月10日、資本金は100万円でございます。社員数は28人、目的につきましては、ホテル、旅館、飲食店及び商業施設の経営、保安、管理、企画、経営コンサルティング及び事業再生業務など、8つの項目の事業目的が定款のほうに記載をされています。

次に、4ページ以降は図面でございますが、4ページが位置図、5ページが地番図及び建物配置図、6ページが館内の平面図でございます。

本議案に係ります株式会社アクシアからの事業の提案内容について、補足してご説明いたします。

今回の提案内容につきましては、隣接する体育施設と連携したホテルの運営、それとサイクリングロードを生かした自転車持込み等の対応、また、合宿誘致によりほかの宿泊施設、温泉、飲食店との連携による吹上地域の活性化などが提案をされております。

また、施設の大規模改修等のための財政支援の要望額につきましては4億円ございました。財政支援につきましては、譲与等に係る仮契約とは別に支援金等の条件付交付に関する覚書を令和7年3月31日付で締結をしております。

その内容は、交付限度額を毎年4,000万円、交付期間を10年間、対象経費を施設整備、大規模補修に要する経費、解体引当金、事業の実施に要する経費等と定めております。

支援金の交付の条件でございます。譲与物件を10年間提案した事業の用途に供しなければならないということ、支援金の使途については毎事業年度終了後2か月以内に報告しなければならないということを定めております。

また、契約の不履行についてでございます。交付条件を履行しないときは、市がこの覚書を解除することができ、相手方は覚書を解除された場合は、既に交付された支援金を返還しなければならないと定めております。

今後の予定につきましては、事業者の意向を確認したところ、早期に営業を開始したいという要望があったことから、早期に財産の譲与を行う必要があるため、今回臨時議会を開催して審議をお願いすることとなっております。

以上、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。

発言通告がありますので、佐多申至議員の発言を許可します。

○6番（佐多申至君）

議案第30号財産の譲与及び無償貸付について、今回閉館した砂丘荘の譲与等に手を上げていただき、新たな運営へ感謝と期待を申し上げます。

まず、株式会社アクシアとの契約条件の概要と、契約終了及び契約解除等の場合の譲与された建物の解体など、条件をお示しく下さい。

2問目、今回の新砂丘荘運営に関する年次の事業及び改修計画において、明確な部分をお示しく下さい。

3問目、当運営に係る市の総支援金額と、契約期間における株式会社アクシアへの段階的な支援計画をお示しく下さい。

4問目、今回の譲与により今後の税の見込額等についてお示しく下さい。

最後に、今回の譲与は地域資源を生かし、地域の機運の醸成及び活性化を目的としていますが、地域との関わり方にどのような提案が示されたのかお示しく下さい。

以上、1問目の質問です。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

お答えします。

1問目の契約の概要と契約解除等の条件についてお答えいたします。

今回の譲与等に関して締結した契約は1番目に建物の無償譲渡に関する仮契約書、2番目に土地の無償貸与に関する仮契約書、3番目に支援金の条件付交付に関する覚書の3つになります。

建物は、議決後2年以内に提案用途で供用を開始し、その後10年間継続使用することが条件となっております。経営が著しく悪化し改善が見込めない場合は、契約解除が可能です。

土地は、提案用途で使用することを条件に令和27年3月31日まで無償貸与され、こちらも経営悪化時には解除可能です。

支援金は10年間の交付で、毎年度終了後2か月以内に使途報告書の提出が必要です。未提出の場合は、覚書解除、返還義務が生じます。

契約満了、解除時には、建物等を自己負担で撤去し、更地で返還することが条件ですが、市の承認があれば現状返還も可能です。なお、期間満了後の取扱いについては、満了1年前までに貸付、譲渡、返還など、双方で協議することとなっております。

2問目の新砂丘荘の経営に関する年次の事業の改修計画についてです。

株式会社アクシアが提出した計画では、1年目を調査・設計及び準備期間とし、2年目・3年目に客室増設を含む大規模改修を予定しております。以降は永続的な施設運営を目指し、隔年で修繕・更新を実施することとしており、5年目にエレベーター等の設備更新、7年目・9年目に躯体調査と修繕・更新を予定しております。

3問目です。アクシアの段階的な支援計画についてでございます。

市からの支援金は総額4億円を上限とし、10年分割での交付を予定しております。株式会社アクシアが提案したビジネスモデルは、日置市が掲げる観光戦略5本の柱の一つである「スポーツ観光、地域とともに作り上げるひおきスポーツツーリズム」にも合致しております。そのため市としても吹上浜公園に近接した立地を生かし、選ばれる合宿地としてのブランディングに取り組むに当たり、施設利用促進協会などの関連団体と協力を得ながら、合宿誘致活動などの面からアクシアを支援したいと考えております。

4問目の、今後の税の見込額等についてでございます。

令和7年中の財産の譲与につきましては、令和8年度から固定資産税を賦課することとなります。税額につきましては、今後建物の調査を実施し、評価額を算出する予定です。なお、日置市過疎地域産業開発促進条例に基づく市税の課税免除対象として、旅館業も入っていることから、本件が実際に該当するかどうか現在確認中です。この場合、対象事業の用に直接供している部分を対象に3年間の課税免除となるようでございます。

5問目ですが、地域との関わり方にどのような提案が示されたかというご質問です。

株式会社アクシアは、まず市と連携してスポーツチームのキャンプの誘致を行い、大人数の長期滞在を促すことで、ホテル以外の地

域の各種事業者にも経済効果を波及させ、地域経済の活性化につなげたいと考えています。

具体的には、地域の飲食店案内や吹上温泉の紹介、ゆーぷる宿泊者向けのケータリングなど、周辺地域との連携を計画しております。さらに地域に根差したホテルとして、地域住民が気軽に訪れることができる企画イベントの開催や、ホテル側が地域のイベントに積極的に参加し、協力関係を構築することも提案しております。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

2問目に入りますが、まず1問目のアクシアとの契約条件のことに建物解体の条件をお示しいただきましたが、万が一、先方が解体する見込みがなくなった場合の担保処置等は検討しているのでしょうか伺います。

それと、2問目の新砂丘荘運営に関する年次の事業についてですが、株式会社アクシアが提案している改修内容が示されましたが、これは法的な制限等はないのか伺います。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

お答えします。

担保処置等についての回答です。

リスク管理体制としては、土地の契約書等において、指定用途の履行状況等について、支援金の覚書において、支援金の使途について、それぞれ報告業務を明記しております。市としても多額の支援金を支出する相手でもあるため、経営状況などチェック体制の構築と強化については十分な体制をしきたいと考えております。

2番目の法的な制限等はないかというご質問です。

吹上砂丘荘は、県立吹上浜金峰山自然公園の第2種特別地域に立地しており、増改築を行う場合は、県の自然公園条例に基づき県への許可等が必要な区域です。そのため増築をするに当たっては事前に県の自然保護課等と

協議し、条例に抵触しないか確認をする必要があります。なお、この件については募集要項にも記載しており、選定後のアクシアとの打合せにおいても注意事項として伝えているところでございます。

○ 6 番（佐多申至君）

最後に 3 問目ですが、2 問目のその年次の事業及び改修についての法的制限を今お聞きしましたが、3 問目において、今回の全員協議会等の資料におきまして、これまでの過去の砂丘荘の事業収入は、近年を見る限り約 1 億 4,000 万円ほどと認識しております。前年の監査やせんだっての補正予算等の金額を確認してまいりましたが、当時の運営では初期事業年度から 1 億 5,000 万円をはじめ、段階的に最終的に 1 億 8,000 万円ほどを見込んでおります。

事業収入を伸ばす手だてとして、先方からどのような提案がなされたのでしょうか伺います。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

お答えします。

事業収入を伸ばす手だてとして大きなものとしては、増床を予定しているところになります。増床と客室稼働率の向上により、収入を確保する計画となっております。

また、経費削減策として、アクシアくしきの中でも実施している食材原価や光熱水費を抑える仕組みや、アクシアくしきのとの兼務による人件費の縮減も計画されているところで

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

○ 1 0 番（福元 悟君）

通告はしていませんでしたけれども、今の同僚議員の質問の中の回答で、特に覚書のところに触れていただきましたが、1 点だけ気になるところが——これ全協でも、さっきの会議でも申し上げましたけれど——事業が

不振の場合等々、いろんなケースが想定もされます。その場合、覚書の中で、先ほどの説明で特に市長が認めるときには解体の条件は免除できるというような答弁があったようですけれども、そこ非常に気になっております。そこにつきましての考え方、その市長の承認でもって免除できるというところの具体は、どのようなことを想定しながらそういう覚書に至ったのかを説明まずいただきたいと思います。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

お答えします。

基本的には収去して更地化を求めることになるんですが、例えば、解除時点で建物に相当の付加価値がある場合などは返還を求めることを現時点では想定しているところでございます。

以上です。

○ 1 0 番（福元 悟君）

この支援金 4 億円の中で増床したり、大規模改修したりする中でまあ付加価値が上がっていくことで、それを譲り受けて市がまたその次の展開を考えていくということで免除できるというふうに受け取っていいんですかね。

ここに至っては建物の所有権はアクシアにあるわけでしたので、アクシアさんの考え方になるかと思うんですが、それを市長が免除するわけですので、その付加価値が高まったから免除するというのは非常に少し理解に苦しむところなんです。

私どもの最後の質問にしますけれども、思いついては、土地は市の財産になっていまして、更地がさらに地域振興に役立っていくということもまた大きな役割でもあると思いますので、その考え方をもう一回確認の意味で、付加価値が施設に高まったことでその理解の仕方というのをもう一回説明いただければと思います。

○市長（永山由高君）

本件において、まずは10年間の建物、そして20年間の土地ということになっておりますけれども、例えば、じゃあ20年経過した段階でもう完全に事業を終了することを前提とするのかという点において申し上げますと、10年後、建物の使用についての一つの区切りを迎えますけれども、その間の投資及びそれ以降の投資にわたって、例えば20年経過時点で既に相応の付加価値のある建物として現にまだ長期にわたった使用の可能性があるという場合には、例えば土地の貸付期間を延ばし引き続き事業を行っていただく。または、土地についても売却の可能性を検討し引き続き民間として宿泊事業を継続していただくといったようなこれは様々な選択肢がございますので、その時点での経営状況や施設建物の価値を判断し、最終的にその時点での市長が決定をする余地は残しておきたいという意図から、こういった覚書にさせていただいているというところでございます。

以上です。

○10番（福元 悟君）

先ほど最後と申し上げましたが、今の市長の答弁をお伺いしまして、やっぱりこの10年間はもう一つのベースとして、その後のこういう施設利用がこれだけ突出していくわけですので、拡大してさらにそれがまあ付加価値が上がったという中で新たな覚書等が10年後は出てくるというふうに理解しました。期待をしております。

○14番（黒田澄子さん）

今の質疑を聞きながら2点ほどお尋ねをしたいと思います。

今の市長の答弁だと10年間は営業ができるということが大前提で、更地化はしなくてもいい、まあ今後もやっていただきたい、そこはよく分かるんですけども、10年もつかどうかというのが今の時点では想定されな

いわけですね。毎年4,000万円ずつ入れていく中で、先ほど5年目にエレベーターだとか、7年目に躯体の工事だとか入ってくるっていうのは想定の中でやっているわけですが、じゃあこれが3年ぐらいでもう撤退だとか、4年で撤退、変な話1年もたなかったとか、そういうときでもこの市長の覚書という部分が反映されるんですか。10年もった後は4億円入れているわけですから、それを壊すのはもったいないというのはよく理解するんですけども、そこまでもたなかった場合、例えば、さっき言ったような年度で営業が厳しいとなったときには、それでも更地化は求めないのでしょうか。その辺の覚書の部分が非常にちょっと理解が難しいかなというふうに思いますが、そこはどのように覚書に書き込んであるのかお尋ねをします。

それと、先ほど自然公園の関係で、改修には県の許可が必要ということでした。今回、トレーラーハウスのような宿泊のものもこの会社様のほうはご提案されております。これは改修には全く当たらない、県の許可は要らずにそのままでいいのか、既に県の許可を取っておられてそういう構想を提案できているものなのか、この2点についてお尋ねします。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

土地の契約解除条件について、あと経営状態の悪化と判断される基準というところでお答えしますが、特に現時点では、今のところ定めているわけではございません。

例えば、極端な赤字決算が連続する、施設稼働率が著しく低下する、金融機関からの融資の停止となったなどマイナス要因があった場合は、市が経営改善計画の提出を求めることになると考えております。その結果として改善が見込めない場合には、契約解除等の選択肢を検討していくことになります。

続いて県の許可になりますが、県の許可については金峰山の自然公園区域ということで、

相手アクシアのほうには伝えてあるところでございます。

また、先ほどトレーラーハウス等のお話も出ましたが、そちらについても県のほうと協議のほうをしていただくことと考えているところです。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

経営の話を聞いていたのではなく、市長の命によって更地化を免れて、そのまま返還してもらってもいいですよ、建物そのままでもいいですよということを私は聞いています。だから先ほどの市長の答弁だと、10年間営業がもうできるということを仮定しての答弁だったかなと思うので、これが1年、2年、3年、そこらあたりでもし営業が厳しいとなった場合、もちろんその内容的なことはですけども、更地にしないで返していいというふうに書いてあるのかというのをお尋ねしています。まずそこを答えていただきたいと思います。

そして、トレーラーハウスなどは提案をされていて、それが今回決定をみた中の一部の条件になっていたのではないかな。こんなことができますよ、あんなことができますよと言っても、実際、県の許可が下りなければできないものになったんだなというのが今答弁の中で出ています。これはまだ確定ではないというのに、トレーラーハウスもできますよって、やりますよってということを市は認めてここを選定されたのであれば、それはちょっと違うのかなと思うので、今後、もし県が許可をされなければ、トレーラーハウスはない宿舎になるとイメージが随分変わってくるのかなと思うのでお尋ねをしたわけですが、県の許可は実際このアクシアさんが取っていかれるということですのでよろしいわけですかね。

まず、その更地化するかしらないかという点についてお尋ねをもう一度します。きちんと

答えていただきたいと思います。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

契約の中では、原則、更地化が条件となっております。

以上です。（発言する者あり）

○市長（永山由高君）

契約及び覚書において、原則更地で返還を求めるのはこれは原則です。一方で、先ほど申し上げたように、非常に前向きな状況に状態が変化した場合に、大原則としては更地にして返還していただくということだけでも、特例として市長が認める場合にはといったような位置づけであるというふうに読める内容で、契約を締結をさせていただいているというふうにご理解いただければと思います。

（発言する者あり）

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

先ほどの自然公園法の許可等についてですけども、基本的にはアクシアと県のほうで協議をすることになりますが、市としましても寄り添って、手続については中に入って協議していきたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

すみません、最後の質問になりますけれど、今、市長そうおっしゃったんですけれども、要するに毎年4,000万円ずつはまあ入れていくわけですよね、8,000万円になるとかどんどん増えていくわけですね。変な話、これだけ入れたらもう解体できないかなという程度みたいなものはないのかなというのが一つの疑問です。4億円入れたら、もうさすがに10年たって4億円も入れてしまったら、建物自体の付加価値が上がるんですけども、付加価値っていうのがどこら辺で上がっていくのか、非常にそこが微妙なところなのかなと思うので、更地にするのは原則だと言われるけれども、付加価値がついたらというのが例えば本当に1年目でアウトだと、今現状アクシアさんがやっている串木野のほうのアク

シアくしきのも物すごい黒字ではないというふうなことを聞いています。資本金を見ても100万円と書いてあります。バックに大きな企業がついているわけでもない、そこを日置市は選定していますので、若干の不安材料がいっぱいある中で議会も考えないといけないので、お尋ねをしています。

もう一度お尋ねします。例えば1年後、2年後、3年後あたりだったら、もう更地化にして返してもらいましょうか。もうそれだけお尋ねします。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

先ほども申し上げましたように、原則、更地化ということで考えているところです。

○市長（永山由高君）

先ほど来の答弁の中で、その建物をそのまま使っていただく想定を考える際の一つの目線として、建物自体の付加価値という考え方もありますけれども、一方で、例えば、どれだけのお客様にお越しいただいて、経営状況がどういう状況であるかといったようなことも、これはやはり総合的に勘案しての判断になろうかと思えます。

取り壊して更地にして返還をしていただくことが、市にとって、または吹上地域の観光にとってよいものであるのかどうか、そういったことを総合的に鑑みて対応するという形になります。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（福田晋拓君）

すみません、私も発言通告していなかったですけれども、2点ほど質問させてください。

今の答弁の中で、更地化の話がありましたけれども、更地ではなくて、その4億円を使ってトレーラーハウス等を購入するというような話がありますけれども、これは10年間とかした後に、その市の4億円を使って購入

したのであれば、日置市のほうにそのトレーラーハウスとかを返却することになるのでしょうかというのと、あと財産の譲与のところ、この砂丘荘に附帯する構造物、設備等を含むというところがあるんですけれど、この中で吹上砂丘荘はマイクロバスでの送迎を今までしていたかと思うんですけど、今まだ吹上砂丘荘のあのラッピングというかカラーリングしたマイクロバスが数台あると思うんですけれども、あのマイクロバスについてはどのようにされるのかをお聞きます。

以上2点、お願いします。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

トレーラーハウスについてです。

トレーラーハウスについては、もちろんアクシアさんの今後の提案という形で受けているところでございます。アクシアさんが購入されるわけですので、その10年後の支援の返還とか、そういうところについてはまた今後の協議になると考えております。

マイクロバスについてです。

マイクロバスについては、今現在、砂丘荘に3台保有をしておるんですが、ゆーぷるのほうで送迎用として、今、故障等もあって砂丘荘のバスを使用しております。

まあこちらでも協議になりますが、もしマイクロバスもアクシアさんに差し上げるともなったときには、ラッピング等についてはもちろんアクシアさんのほうで施工していくことになると考えています。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（池満 渉君）

原点だけ、1つだけ確認をさせてください。

質疑、建物これに付随するもの、まあ譲与というふうは無償譲与となっておりますけれども、いわゆるアクシアにくるつと、アクシアの所有ということで考えてよろしいんで

すか。土地は10年間貸しますよと、建物については所有権が全てアクシアにはっきり移るというその考えでいいわけですね。確認だけです。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

譲与後については、アクシアの所有権というふうになります。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号財産の譲与及び無償貸付については原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第31号令和7年度日置市一般会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第7、議案第31号令和7年度日置市

一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第31号は、令和7年度日置市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を293億8,200万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、吹上砂丘荘活用事業者に対する支援金の増額に伴う予算措置及び債務負担行為の設定について、所要の予算を編成いたしました。

まず歳入では、繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整に伴い、財政調整基金繰入金4,000万円を増額計上いたしました。

次に歳出では、商工費につきまして、民間利活用推進事業費の増額により4,000万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号令和7年度日置市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、令和7年第2回日置市議会臨時会を閉会します。

午前11時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日 置 市 議 会 議 長 並 松 安 文

日 置 市 議 会 議 員 福 田 晋 拓

日 置 市 議 会 議 員 長 倉 浩 二